

工場・事業場の

排水規制と下水道

平成 3 0 年 7 月

河内長野市

上下水道部 下水道課

目次

1) 快適な都市生活を営むために (工場・事業場のみなさんへ)	1
2) 公共下水道を使用しようとする場合の届出 特定施設とは	2
3) 特定施設の設置や変更などの届出 (事前の届出・事後の届出)	3～4
4) 除害施設について	5
5) 排水規制のしくみ	6
6) 水質の測定、立入検査について	7
7) 下水道排除基準表	8
8) 特定施設一覧表	9～19

特定施設、除害施設の設置、その他工場・事業場に関する
ことがらについては下記へお問い合わせください。

河内長野市 上下水道部 下水道課 (下水道管理係)

電話 0721-53-1111

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

—— 快適な都市生活を営むために ——

工場・事業場のみなさんへ

下水道は、私たちの生活を清潔で快適なものにするとともに、川や海の水質を保全するうえでもなくてはならないものです。

ところで、そのように大切な下水道も、工場などからの悪質な下水がそのまま排出されると、下水道管などの施設を痛めたり、下水の処理を妨げるなどの悪影響を受け、ひいては私たちの生活が脅かされることとなります。

下水道法では、そのような事態が起こらないように、厳しい排水基準を定めています。

そして、その排水基準を守っていくための必要な制度として、各種の届出規定が設けられています。このパンフレットは、「特定施設」の設置の届出など各種の届出規定について、説明したものです。パンフレットの内容を十分理解され、届出漏れをなくし、水質違反が起こらないように、適正な水質管理に努められるようお願いいたします。

このパンフレットの中の、

「法」とは、下水道法

「条例」とは、河内長野市下水道条例

「規程」とは、河内長野市下水道条例施行規程 のことです。

— 公共下水道を使用しようとする場合の届出 —

下水を公共下水道へ排出しようとする場合において、特定施設を設置する工場又は事業場（以下特定事業場という）および特定事業場以外の事業場で次のいずれかに該当する場合は、事前に届出を行ってください。

1. 1日の最大排出量が50 m³以上の場合
2. 水質が8ページの下水排除基準値を超える場合

—— 特定施設とは ——

特定施設とは、人の健康及び生活環境に被害をおよぼすおそれのある物質を含む下水を排出する施設として、「水質汚濁防止法第2条」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第2条」で定められているものです。代表的なものとして、電気めっき施設、出版印刷業などの自動フィルム現像機、クリーニング業の洗濯機、ガソリンスタンドの自動洗車機など約300種類もの施設が指定されています。詳しくは、9ページ記載の特定施設一覧表をご参照ください。

なお、上記の特定施設を設置、変更する場合には、事前の届出が必要になります。

これらの特定施設を設置している工場などを、特定事業場といいます。特定事業場とその他の事業場とでは、排水基準に違いはありませんが、事務手続きや種々の規制罰則などに大きな違いがあります。従って、あなたの事業場が特定事業場にあたるかどうかを、よくお調べください。

特定施設の設置や変更などの届出

— 事前の届出 —

■次に該当する場合は、事前に届出を行ってください。

- ① 特定施設を新しく設置する場合・・・特定施設設置届（法第12条の3）
- ② 特定施設の構造、使用の方法あるいは汚水の処理の方法、排水の水質、水量、用排水の系統を変更する場合・・・特定施設の構造等変更届（法第12条の4）

■届出の内容は、次のとおりです。

- (1) 氏名または名称、住所、法人の場合はその代表者
- (2) 工場または事業場の名称、所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- (7) 下水の量および水質、用排水の系統

上記の届出を行った場合、60日間は、その届出に係る特定施設を設置したり、構造や使用の方法および汚水の処理の方法を変更することはできません。したがって、設置または変更の2カ月前までに届出が必要です。・・・実施の制限（法第12の6）


— 事後の届出 —

■次に該当する場合は、事後30日以内に届出を行ってください。

- ① 公共下水道を使用している工場などで、すでに設置されている施設が、新たに特定施設に指定された場合
・・・・・・・・特定施設使用届（法第12条の3第2項）
- ② すでに特定施設を設置している工場、事業場が、公共下水道を使用することとなった場合
・・・・・・・・特定施設使用届（法第12条の3第3項）
- ③ 氏名または名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名、もしくは工場または事業場の名称および所在地が変わった場合
・・・・・・・・氏名変更等届（法第12条の7）
- ④ 特定施設の使用を廃止した場合
・・・・・・・・特定施設使用廃止届（法第12条の7）

— 除害施設 —

除害施設とは、下水道に対する障害を除去するために必要な施設です。

特定施設を設置していない事業場でも、8ページの  部分の基準を超える水質の下水を流す場合は、基準以下の水質にするため除害施設を設置するなど、必要な措置を講じなければなりません。

除害施設が正常に稼働するには、日常の維持管理が大切です。常に排水基準に適合する下水を排出するため、適正な維持管理を行ってください。

— 除害施設の設置などの届出 —

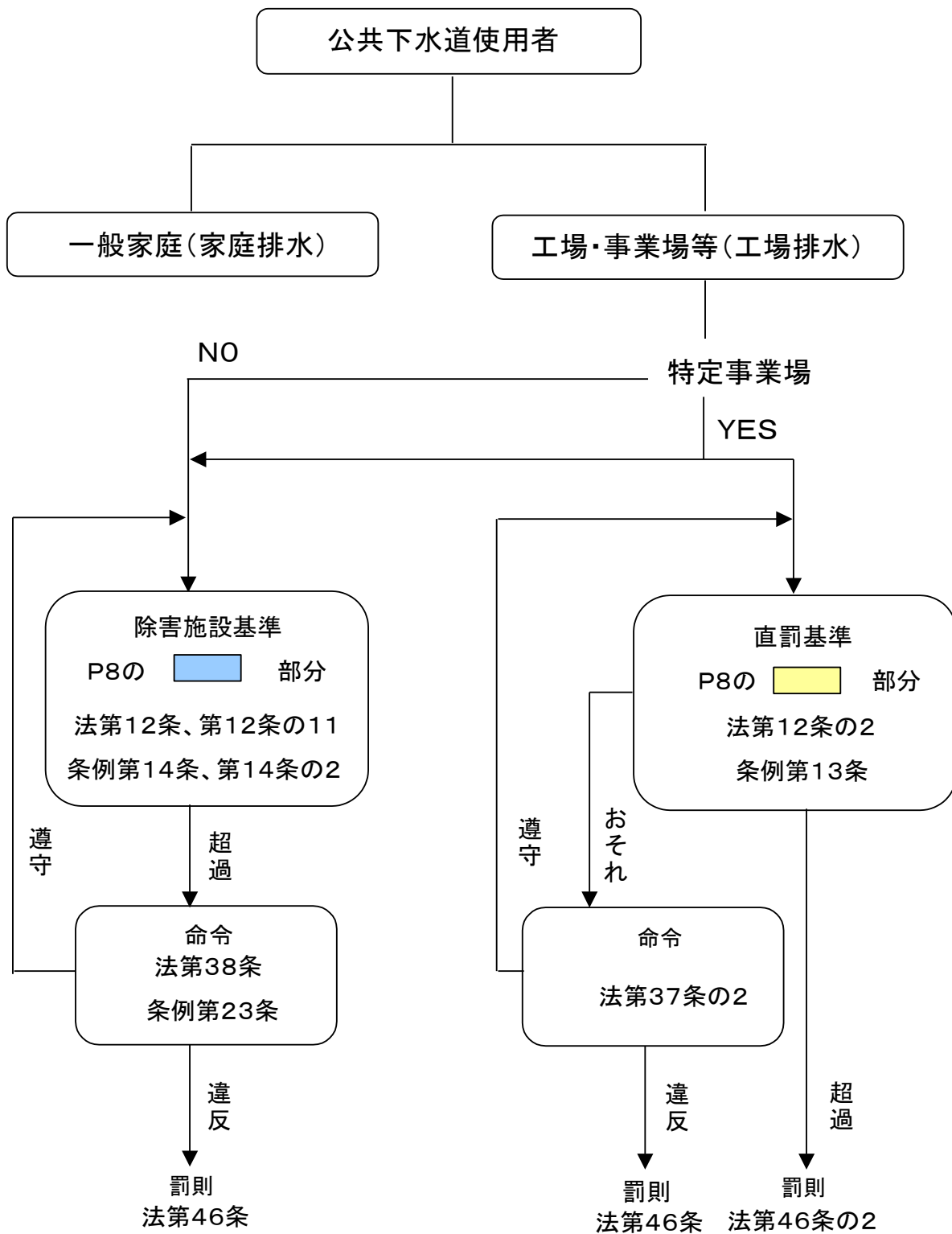
- ◆除害施設の新設・増設・改築・・・1ヵ月前までに届出（条例第15条・規程第19条）
- ◆除害施設工事完了届・・・完了後5日以内（条例第15条）

— 除害施設管理責任者の選任及び届出 —

- ◆管理責任者の選任・・・除害施設設置後14日以内（条例第16条）
- ◆管理責任者の届出・・・選任の日から7日以内に届出（条例第16条・規程第21条）

※変更の場合も同様です。

[排水規制のしくみ]



— 水質の測定と記録 —

排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状況を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。

(水質汚濁防止法第14条の1)

— 報告および資料の提出 —

特定施設および除害施設を設置している工場・事業場には、必要に応じて工場・事業場の状況、除害施設または下水の水質に関する報告や資料の提出をしていただきます。

(法第39条の2)

— 立入検査 —

本市では、下水道の施設を守り、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、下水道を使用している工場・事業場に対して随時立入検査を行っています。

(法第13条)

河内長野市下水道排除基準 (平成29年6月1日現在)

公共下水道への排除が禁止されている基準(直罰基準)

除害施設の設置義務が課せられる基準(除害施設設置基準)

対象物質又は項目	対象者	単位	終末処理場に接続されている公共下水道の利用者			特定施設の設置者を含む全利用者	法第11条の2第1項の規定により使用の開始等の届出が必要な下水の水質
			特定施設の設置者				
			50m ³ /日以上	30m ³ /日以上	30m ³ /日未満		
カドミウム及びその化合物	Cd	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	CN	mg/L	1	1	1	1	1
有機リン化合物	Org-P	mg/L	1	1	1	1	1
鉛及びその化合物	Pb	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	C ⁶⁺	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	As	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	T-Hg	mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	R-Hg	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	PCB	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	TCE	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	PCE	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	DCM	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	TCM	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	DCA	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	DCE	mg/L	1	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	シス-DCE	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	MC	mg/L	3	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	TCA	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロパン	DCP	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	チオベン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	BZ	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	Se	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	B	mg/L	10	10	10	10	10
ふっ素及びその化合物	F	mg/L	8	8	8	8	8
1,4-ジオキサン		mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類	Pg-TEQ/L		10	10	10	10	10
クロム及びその化合物	Cr	mg/L	2	2	—	2	2
銅及びその化合物	Cu	mg/L	3	3	—	3	3
亜鉛及びその化合物	Zn	mg/L	2	2	—	2	2
フェノール類	Phe	mg/L	5	5	—	5	5
鉄及びその化合物(溶解性)	S-Fe	mg/L	10	10	—	10	10
マンガン及びその化合物(溶解性)	S-Mn	mg/L	10	10	—	10	10
アンモニア性窒素、亜硝酸窒素及び硝酸性窒素 NH4-N、NO2-N、NO3-N		mg/L	—	—	—	—	—
生物化学的酸素要求量	BOD	mg/L/5日	600(300)	—	—	600(300)	300
浮遊物質	SS	mg/L	600(300)	—	—	600(300)	300
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(n-Hex)	鉱物油 動植物油	Oil Fat	5 30	—	—	5 4 3 30 20 10	3 10
水素イオン濃度	pH	水素 指数	5以下、9以上 (5.8以上8.6以下)	—	—	5以下、9以上 (5.8以上8.6以下)	5.8以上8.6以下
温度		℃	—	—	—	45(40)	40
沃素消費量	I ₂ -C	mg/L	—	—	—	220	220
色又は臭気			—	—	—	放流先で支障 がないこと	放流先で支障 がないこと
全窒素	T-N	mg/L	—	—	—	—	—
全リン	T-P	mg/L	—	—	—	—	—

備考

- この表に掲げる水質を超える(BOD、SS、温度、沃素消費量は表に掲げる水質以上の、pHは表に掲げる水質の上限以上又は下限以下の)下水の排除が禁止され、又は排除する場合、除害施設の設置若しくは届出が必要となる。
- 法第11条の2第1項の規定により使用の開始等の届出が必要な下水の量は、日最大50m³以上である。
- pH、BOD、SS、水温の()内の数値は、製造業又はガス製造業について適用される場合がある。
- ダイオキシンの直罰基準は、ダイオキシン特別措置法に定める特定施設のみ適用される。
- 除害施設設置基準のノルマルヘキサン抽出物質は、府条例により、排水量別に排水基準が設定されている。

特定施設一覧表 (水質汚濁防止法施行令より)

1	<p>鋳鋳業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鋳施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設</p> <p>ニ 掘さく用の泥水分離施設</p>
1-2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 豚房施設 (豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>ハ 馬房施設 (馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)</p> <p>ハ 湯煮施設</p>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設</p>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設</p> <p>へ ろ過施設</p>
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)</p> <p>ハ ろ過施設 ニ 分離施設</p> <p>ホ 精製施設</p>
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)</p> <p>ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設 へ 蒸りゆう施設</p>
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設</p> <p>ホ 水洗式脱臭施設</p>
12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設</p>
13	<p>イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設</p>
14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 渋だめ及びこれに類する施設</p>

1 5	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
1 6	めん類製造業の用に供する湯煮施設
1 7	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
1 8	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
1 8-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
1 8-3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
1 9	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
2 0	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
2 1	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
2 1-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
2 1-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
2 1-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
2 2	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
2 3	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
2 3-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
2 4	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設

25	<p>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 塩水精製施設 ロ 電解施設</p>
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</p> <p>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設</p>
27	<p>前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</p> <p>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設</p> <p>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</p> <p>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ル 湿式集じん施設</p>
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式アセチレンガス発生施設</p> <p>ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設</p> <p>ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設</p> <p>ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設</p> <p>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設</p>
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p>発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 蒸りゆう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設</p>
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設</p> <p>ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</p> <p>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</p> <p>ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器</p> <p>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設</p> <p>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設</p> <p>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテツクス濃縮施設</p> <p>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>

35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸りゆう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設

4 6	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
4 7	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
4 8	火薬製造業の用に供する洗浄施設
4 9	農薬製造業の用に供する混合施設
5 0	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
5 1	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
5 1-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
5 1-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
5 2	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
5 3	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
5 4	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
5 5	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
5 6	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
5 7	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
5 8	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
5 9	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
6 0	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

6 1	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
6 2	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
6 3	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
6 3-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
6 3-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
6 4	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
6 4-2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
6 5	酸又はアルカリによる表面処理施設
6 6	電気めつき施設
6 6-2	エチレンオキサイド又は一・四-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
6 6-3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
6 6-4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6-6	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6-7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗淨施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設
68-2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗淨施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69-2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69-3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
70-2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗淨施設
71-2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設
71-3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71-4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの

	ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

備考1（水質汚濁防止法施行規則）

（科学技術に関する研究等を行う事業場）

第1条の2 令別表第1第71号の2の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。

1. 国または地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
2. 大学およびその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）または製品の製造もしくは技術の改良、考案、もしくは発明に係る試験研究を行う研究所（1・2に該当するものを除く。）
4. 農業、水産または工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設または職業訓練施設
5. 保健所
6. 検疫所
7. 動物検疫所
8. 植物防疫所
9. 家畜保健衛生所
10. 検査業に属する事業場
11. 商品検査業に属する事業場
12. 臨床検査業に属する事業場
13. 犯罪鑑識施設

備考 2（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令）

（産業廃棄物処理施設）

第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

- 1 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの
- 2 汚泥の乾燥施設であつて、1日当たりの処理能力が10立方メートル（天日乾燥施設にあつては、100立方メートル）を超えるもの
- 3 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの
 - ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 - ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの
- 4 廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）
- 5 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）
 - イ 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの
 - ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 - ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの
- 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が50立方メートルを超えるもの
- 7 廃プラスチック類の破碎施設であつて、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの
- 8 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの
 - ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの
- 8の2 第2条第2号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設であつて、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの
- 9 別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- 10 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- 11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 12 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- 12の2 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
- 13 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
- 13の2 産業廃棄物の焼却施設（第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 - ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの
- 14 産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの

- イ 第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所
- ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(水面埋立地を除く。)
- ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。)

ダイオキシン類対策特別措置法施行令 (平成11年12月27日政令第433号)

別表第2 (第1条関係)

- 1 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- 3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 5 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- 7 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 硫酸濃縮施設
 - ロ シクロヘキサン分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 乾燥施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 10 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 11 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b・3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
 - ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
 - ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設

ニ 熱風乾燥施設

- 1 2 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
- イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 1 3 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ 精製施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 1 4 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 精製施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 1 5 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
- イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 1 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
- 1 7 フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ プラズマ反応施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 1 8 下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
- 1 9 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）